

全学共通利用スペース使用内規の一部改正について

現 行	改 正
(趣旨) 第1 この使用内規は、東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（以下「規程」という。）第10条及び第11条の規定に基づき、全学共通利用スペース（以下「共通スペース」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (使用資格) 第2 共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは、次の各号に該当するものとする。 (1) 修士・博士課程の学生を多く抱えている<u>研究室・教室等。</u> (2) 教育上の特別の理由がある<u>研究室・教室等。</u> (3) 学術的、先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている<u>研究室・教室等。</u>又は<u>予定の研究室・教室等。</u> (4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し、<u>予算・施設委員会</u>の了解を得た<u>研究室・教室等。</u> (5) その他、<u>予算・施設委員会</u>が認めた<u>研究室・教室等</u>（客員教員を含む。）。 (使用の申し込み) 第3 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書（別紙様式1）を<u>予算・施設委員会</u>に提出する。 (使用の決定) 第4 使用申し込みがあった使用者等の中から、使用内規第2の規定に基づき適当と認められる使用者等を選定した原案を、<u>予算・施設委員会</u>で作成し部局長会の議を経て学長が決定する。 (使用の取り消し) 第5 <u>予算・施設委員会</u>は、次の各号に該当した使用者等を部局長会に申し出て、学長はこれを取り消すことができる。 (1) 内規及び申合せ並びに使用許可条件に違反した使用者等。 (2) その他、<u>全学</u>において、管理運営上特別に必要なが生じた場合。 〔省略〕 (使用上の義務) 第9 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。 2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。 4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に<u>予算・施設委員会</u>の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 (雑則)	(趣旨) 第1 この使用内規は、東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（以下「規程」という。）第10条及び第11条の規定に基づき、全学共通利用スペース（以下「共通スペース」という。）の運用等に関し、必要な事項を定める。 (使用資格) 第2 共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは、次の各号に該当するものとする。 (1) 修士・博士課程の学生を多く抱えている<u>講座・分野・教室等</u> (2) 教育上の特別の理由がある<u>講座・分野・教室等</u> (3) 学術的、先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている<u>講座・分野・教室等</u>又は<u>行う予定の講座・分野・教室等</u> (4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し、<u>財務委員会</u>の了解を得た<u>講座・分野・教室等</u> (5) その他<u>財務委員会</u>が認めた<u>講座・分野・教室等</u>（客員教員を含む。）。 (使用の申し込み) 第3 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書（別紙様式1）を<u>財務委員会</u>に提出する。 (使用の決定) 第4 使用申し込みがあった使用者等の中から、使用内規第2の規定に基づき適当と認められる使用者等を選定した原案を<u>財務委員会</u>で作成し、部局長会の議を経て学長が決定する。 (使用の取り消し) 第5 <u>財務委員会</u>は、次の各号に該当した使用者等を部局長会に申し出て、学長はこれを取り消すことができる。 (1) 内規及び申合せ並びに使用許可条件に違反した使用者等 (2) その他<u>全学</u>において、管理運営上特別に必要なが生じた場合 〔省略〕 (使用上の義務) 第9 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。 2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。 4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に<u>財務委員会</u>の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 (雑則)

第10 この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、予算・施設委員会と相談のうえ決定する。

別紙様式第1

平成 年 月 日

全学共通利用スペース使用申込書

予算・施設委員会 殿

全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し、申込みいたします。

教育研究チーム等の代表者	所属学科等	
	氏 名	印
	連 絡 先	TEL FAX E-Mail
使 用 者	所属学科等	氏 名
教育研究テーマ等 使 用 目 的		
期待される成果		

第10 この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、財務委員会と相談のうえ決定する。

別紙様式第1

平成 年 月 日

全学共通利用スペース使用申込書

財務委員会 殿

全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し、申し込みいたします。

教育研究チーム等の代表者	所 属	
	氏 名	印
	連 絡 先	TEL : FAX : E-Mail :
使 用 者	所 属	
	氏 名	
教育研究テーマ等 使 用 目 的		
期待される成果		

使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
教育研究等経費の 財源	
希望使用場所	号館 室（別紙図面のとおり）
使用許可条件	1 使用にあたっては施設の有効活用規程及び使用内規を遵守すること。 2 教育研究等に必要な全ての経費は，使用者等の負担とすること。 3 許可された部屋等は研究代表者が責任をもって管理すること。 4 防災に万全の注意を払うこと。 5 教育研究等の実施期間中は，必ず教官 1 名を常駐させること。 6 有効活用につとめること。

使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
教 育 研 究 等 経 費 の 財 源	
希 望 使 用 場 所	号館 室（別紙図面のとおり）
使 用 許 可 条 件	1 使用にあたっては施設の有効活用規程及び使用内規を遵守すること。 2 教育研究等に必要な全ての経費は，使用者等の負担とすること。 3 許可された部屋等は研究代表者が責任を持って管理すること。 4 防災に万全の注意を払うこと。 5 教育研究等の実施期間中は，必ず教員 1 名を常駐させること。 6 有効活用に努めること。

所属する学系，講座，分野又は教室を記入して下さい。

附 則
この内規は，平成16年 4 月 1 日から施行する。